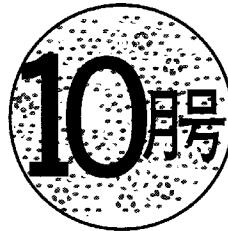




知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス
代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)



最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1
六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433
info@jp-ips.com(代表)

2018・10・10

ロゴの役割を重視 ▽地域団体商標▽ 特許庁が商標権を取得

特許庁は、このほど自らを出願者として商標権を取得した。同庁が取得したのは、地域特産品のブランド化を推進する「地域団体商標制度」のロゴマーク（登録番号第6036291号）。商標登録を審査する審査機関が自らの出願をチェックし、権利を登録するのは極めて例外的な措置。

「制度を保証するにはステータスと信頼性が必要」として、今年1月24日に特許庁長官名義で商標を出願し、4月20日に登録された。同庁によると、審査は通常の手続きで実施され、異議申立もないという。

地域団体商標は、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる商標で、事業協同組合などの団体が使用し、一定の範囲で周知となった場合には地域団体商標として登録を認める制度。全国各地に根ざした特産品をブランドとして確立することを目的に2006年に創設された。



特許庁が商標権を取得した
ロゴマーク
<商標登録第6036291号>
(特許庁HPより)

知財権侵害で輸入差止 ▽財務省▽ 五輪グッズの商標権侵害が増加

財務省は、平成30年上期（1～6月）に知的財産権を侵害する物品の輸入を全国の税関で差し止めた点数が、前年同期比で約2.4倍の65万点を突破したと発表した。このうち偽ブランド品など商標権の侵害が約3.5倍の約56万点で83.6%を占めた。2020年の東京五輪・パラリンピックを控え、商標権などを侵害したピンバッジやTシャツといった関連商

品が増えている。

侵害物品件数では、13,833件と10.2%減少したものの引き続き高水準だった。偽ブランド品などの商標権侵害物品が13,512件（構成比97.2%）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が208件だった。

地域別の輸入差止件数では、中国が全体の89.0%（12,308件）を占めている。品目別に見ると、医薬品の輸入差止点数が310,815点、家庭用雑貨の輸入差止点数が56,911点と大幅に增加了。

動作の独自性認定 ▽大阪地裁▽ フラダンスの振り付けに著作権

フラダンスの振り付けを創作した人に著作権を認めるべきかどうかが争われた裁判で、大阪地方裁判所は、「振り付け全体の中で、作者の個性が表れている部分が一定程度ある場合は著作権が認められる」という判断を示した。

裁判は、フラダンスの指導者が自ら創作した振り付けを許可なく使われ著作権を侵害されているとして、フラダンス教室の運営団体に上演差し止めなどを求めたもの。判決では、「フラダンスの手の動きは歌詞を表現するもので、動作自体はありふれたものであっても作者の個性が表れる。振り付け全体の中で、こうした個性の部分が一定程度ある場合は著作物性を認めるのが相当」などとして、著作権侵害を認め、会員への指導や国内施設での上演禁止と、約43万円の支払いを命じた。

判決によると、原告は1988年ごろから協会にフラダンスを指導。2014年の契約解除に伴い、自身が創作した振り付けを使わないよう申し入れたが、協会は拒否して使用を続けた。協会側は「振り付けは基本動作の組み合わせに過ぎず、著作物には当たらない」と主張していた。

解説

新規事項追加の補正
知的財産高等裁判所 平成29年(行ケ)
第10216号 審決取消請求事件
平成30年8月22日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、特願2011-42737号（発明の名称：染毛剤、その使用方法及び染毛剤用品）（本願）の出願人で、本願に拒絶査定を受けて拒絶査定不服審判（不服2016-7849号）を請求し、審理の過程で、請求項1に係る発明の構成の一つである「搅拌羽」について「搅拌羽の左右方向の幅は、全幅58mm、支軸直径6mm、支軸と羽との間隔（隙間）16mm、羽の幅10mmである。」と特定すること（特定事項a）を含む補正（本件補正）を行った。

原告は審判請求書において「当該追加事項は、当初明細書の段落【0012】に記載された『日光ケミカルズ（株）製の市販乳化試験器ET-3A型の回転軸に取り付けた搅拌羽』について実寸法を特定したにすぎず、新たな技術的事項を導入するものではない。なお、参考資料として、日光ケミカルズ（株）の『NIKKOL ET-3A 3連式乳化試験機』のパンフレットを添付する。」と補正の根拠を説明、主張した。

特許庁は「『搅拌羽』の形状、寸法について、当初明細書等に記載されていない特定事項aを本願の請求項1に追加することは、当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入するものである。」として、本件補正を却下した上、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

原告はこれに対して本件訴訟を提起した。争点は、①補正における新規事項の追加の有無、②明確性要件違反の有無、③実施可能要件違反の有無である。

第2 判決

- 1 特許庁が不服2016-7849号事件について平成29年10月11日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

特許請求の範囲等の補正是、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならないところ（特許法17条の2第3項）、上記の「最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項」とは、当業者によって、明細書、特許請求の範囲又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項を意味し、当該補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該補正是「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができる（知財高裁平成18年（行ケ）第10563号同20年5月30日特別部判決・判例タイムズ1290号224頁参照）。

これを本件についてみると、前記で認定したような本願発明において、搅拌羽根の形状、寸法等の搅拌条件は発明特定事項として重要な要素といえるところ、当初明細書等に本件搅拌羽根を用いることは明示されていない。

しかし、当初明細書の【0012】には、①搅拌にET-3Aを用いること、②「搅拌羽」は、回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設した「搅拌羽」であること、③「搅拌羽」の回転半径は、内容量が200mlで内径約6cmのビーカー等の円筒形容器の半径（約3cm）より僅かに小さいことが記載されている。

前記（1）イの事実によると、当初明細書に記載されている上記「搅拌羽」の形状、寸法は、ET-3Aの付属品である200mlビーカー用の本件搅拌羽根のそれと一致するも

のである。

また、前記（1）イの事実によると、ET-3Aは、昭和60年頃から長年にわたって販売されており、多数の当業者によって使用されてきたと推認される実験用の機械であるところ、販売開始以来、付属品である本件搅拌羽根の形状、寸法に変更が加えられたことは一度もなく、しかも、遅くとも平成17年7月頃には、本件搅拌羽根は、ET-3Aとともに日光ケミカルズのカタログに掲載されていた。

さらに、当初明細書の記載に適合するような形状、寸法のET-3A用の搅拌羽根が、ET-3A本体とは別に市販されていたことは証拠上認められない。

以上の事実を考え併せると、当業者が、当初明細書等に接した場合、そこに記載されている搅拌羽が、ET-3Aに付属品として添付されている200mlビーカー用の本件搅拌羽根を指していると理解することができるものと認められる。

そして、特定事項aは、200mlビーカー用の本件搅拌羽根の実寸法を追加するものであるから、特定事項aを本願の請求項1に記載することが、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で新たな技術的事項を導入するものとはいえず、新規事項追加の判断の誤りをいう原告の主張は理由がある。

被告は、ET-3Aのような乳化試験機において、付属品以外の搅拌羽根を任意に選択して用いることができる明瞭であるところ、ET-3Aに取付け可能な搅拌羽根が単体で市販されていたり、ET-3Aが付属品なしで取引されていたりすることからすると、当業者が、当初明細書等の記載から、そこでいう搅拌羽根が、200mlビーカー用の本件搅拌羽根を指していると理解することはないと主張する。

しかし、前記（1）イのとおり、ET-3Aに取付け可能な搅拌羽根として市販されていることが証拠上確認できるものは、そのいずれもが当初明細書に記載されているような回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設したものではないから、それらの搅拌羽根が市販されているという事実をもって、上記の認定は左右されない。

また、証拠（乙6の1・2）によると、いわゆるインターネットオークションにおいて、本件搅拌羽根が付属品として添付されていない中古品のET-3Aが取引されている事実は認められるものの、このような取引の事実があったからといって上記の認定が左右されることはないというべきである。

よって、被告の上記主張はいずれも採用できない。

以上のとおり、特定事項aは新たな技術的事項を導入するものではなく、特定事項aを本願の請求項1に追加することは願書に添付した明細書、特許請求の範囲及び図面に記載した事項の範囲内においてするものというべきである。

第4 考察

いわゆる新規事項追加の補正是拒絶理由、無効理由になる。そこで、特許出願の準備段階では、将来、明細書、特許請求の範囲の記載内容を出願時の明細書、図面の記載事項に基づいて補充、訂正する補正を行う際に「新規事項追加にあたる」と認定されるおそれが生じることのないよう、慎重に明細書、図面、等を作成し、また、拒絶理由通知を受けて補正を行う際も慎重に行っている。

本件は、市販の乳化試験器ET-3Aを使用していることが特許出願時の明細書に記載されていたが、当該乳化試験器ET-3Aの搅拌羽の寸法は記載されていなかった場合であって、ET-3Aのパンフレットに記載されている寸法を特許請求の範囲に追加する補正が新規事項追加に当たらないと認定されたものである。

実務の参考になるところがあると思われる紹介した。
以上

審査期間は平均14.1か月

平均FA期間は9.3か月

■「特許行政年次報告書」2018年版■

特許庁は、「特許行政年次報告書」2018年版をこのほど公表した。今回は、この中から注目される主な項目を取り上げる。

【出願件数】

＜特許＞

特許出願件数は、2008年以降漸減傾向で推移していたが、2015年以降横ばいで推移し、2017年は318,479件で、2016年よりも微増（0.03%増）。

国際出願（PCT国際出願）の件数は、年々増加しており、2017年は47,425件（前年比6.6%増）と過去最高となった。

＜意匠＞

意匠登録出願件数は、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2017年は前年比3.5%増の31,961件。

＜商標＞

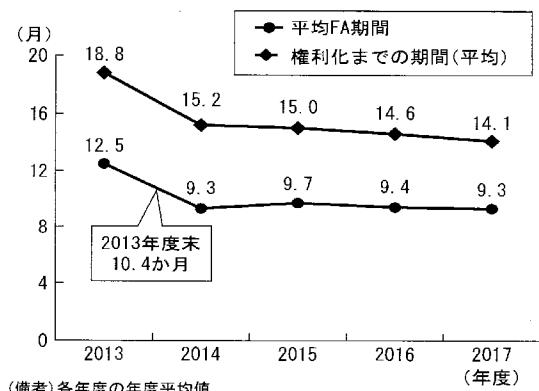
商標登録出願件数は年々増加しており、2017年は前年比18.0%増の190,939件と過去10年間では最高となった。

【審査期間・FA（ファーストアクション）期間】

＜特許＞

2017年度の特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）は平均14.1か月。「一次審査通知までの期間」（平均FA期間：審査請求日から一次審査通知までの平均期間）は9.3か月。

特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移



（資料）特許庁作成

審査（ファーストアクション期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	9.5か月	9.5か月	9.3か月
意匠	6.1か月	6.2か月	5.9か月
商標	4.0か月	4.8か月	5.6か月

注1：特許のファーストアクション期間は、審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

注2：意匠・商標のファーストアクション期間は、出願から、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間の年平均である。

＜意匠＞

2017年度の意匠の権利化までの期間は平均6.7か月。出願から一次審査通知までの平均FA期間は5.9か月。

＜商標＞

2017年度の商標の権利化までの期間は平均7.7か月。出願から一次審査通知までの平均FA期間は6.3か月。

【特許審査実績】

2017年の一次審査件数は239,236件。特許査定件数は183,919件、拒絶査定件数は60,613件、特許登録件数は199,577件。2017年の特許査定率は、74.6%（前年比1.2ポイント減）。

【特許出願・審査請求・特許登録等】

特許出願件数は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数はほぼ横ばいを維持している。特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にあることから、出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが浸透し、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える。

【審判請求・異議申立の動向と審理動向】

①2017年における特許の拒絶査定不服審判の請求件数は、18,591件。

前置審査（拒絶査定不服審判の請求と同時に特許出願の明細書・図面等の補正がされた場合に、その審判の請求を審査官に審査させる制度）の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

2017年における特許の異議申立件数は、1,251件。特許の無効審判の請求件数は161件。

②2017年における特許の拒絶査定不服審判の平均審理期間は、12.6か月。特許異議申立の平均審理期間は、7.2か月。特許・実用新案の無効審判の平均審理期間は、10.6か月。

・「特許行政年次報告書」2018年版

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2018/honpen/0101.pdf>

審判

(a)権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	12.5か月	13.1か月	12.6か月
意匠	7.3か月	6.8か月	6.2か月
商標	7.1か月	7.2か月	6.0か月

(b)異議（審理期間）

	2015年	2016年	2017年
特許	2.4か月	5.8か月	7.2か月
商標	7.9か月	8.3か月	6.4か月

(c)権利付与後の審判（審理期間）（無効審判）

	2015年	2016年	2017年
特許・実用新案	10.5か月	10.5か月	10.6か月
意匠	16.6か月	15.5か月	9.6か月
商標	8.9か月	11.3か月	10.3か月

注：審理期間は、審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

（※1）異議申立てについては異議申立て日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。

（※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

「特許行政年次報告書2018年版」

